

○学校法人東海大学懲戒委員会規程

(制定 昭和40年4月1日)

改訂	昭和63年4月1日	1990年4月1日
	1999年4月1日	2000年4月1日
	2003年4月1日	2006年4月1日
	2011年4月1日	2012年4月1日
	2013年4月1日	2014年4月1日
	2014年6月1日	

第1条 この規程は、学校法人東海大学教職員の懲戒に関する規程に基づき、学校法人東海大学懲戒委員会（以下「懲戒委員会」という。）について定める。

第2条 懲戒委員会は、理事長の諮問委員会として教職員の懲戒処分について公正な審議をし、理事長に答申する。

第3条 懲戒委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 法人本部人事部長
- (2) 委員 法人本部の各室長・部長
- (3) 幹事 法人本部人事部人事課長

2 委員長は、審議に必要と認められた理事・教職員を事案ごとに委員として指名することができる。

3 懲戒委員会が当該事案の審議に必要と判断した場合、当該教職員以外の者を出席させて、事情を聴取することができる。

4 委員長が当該事案にかかわっている場合は、当該事案の審議に限りその任を停止する。この場合委員長は、委員の中から臨時に委員長を指名する。

5 委員が当該事案にかかわっている場合は、当該事案の審議に限りその任を停止する。この場合委員長は、他の者を臨時に指名することができる。

第4条 懲戒委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 教職員の懲戒処分に関する事項
- (2) 諭旨退職の場合の退職金の減額割合に関する事項
- (3) 解職の場合の対象となる役職位に関する事項
- (4) 損害賠償に関する事項
- (5) 懲戒処分の学園全体における周知に関する事項
- (6) その他懲戒に関する事項

第5条 懲戒委員会の開催は、委員長が委員と協議して招集する。

第6条 懲戒委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立とする。

第7条 懲戒は、出席委員の過半数の賛成を得た処分内容を幹事が稟議をし、理事長の決裁をもって決定する。

第8条 懲戒委員会は、当該教職員に対して事前に弁明の機会を与える。

第9条 懲戒委員会の事務は、法人本部人事部人事課が行う。

付 則

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

学校法人東海大学懲戒委員会規程(1697)

付 則 (2014年6月1日)

この規程は、2014年6月1日から施行する。